

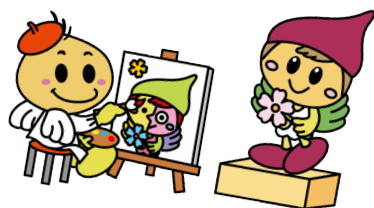
令和2年度

三芳町芸術文化支援事業



交付申請の手引き

住民の皆さんが主人公となる芸術文化活動をサポートします



受付期間 令和元年9月2日（月）～11月29日（金）

問合せ

MIYOSHI オリンピアド推進
スポーツ・文化担当

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100 番地 1 三芳町役場 4F
電話：049-258-0019（内線 432～434）／FAX：049-274-1055
メール：sports@town.saitama-miyoshi.lg.jp

三芳町では、「三芳町芸術文化支援事業」（以下「支援事業」といいます。）を住民の皆さんから募集します。

この支援事業は、住民の皆さんが主人公となる芸術文化活動を、三芳町が支援していくものです。本制度の対象となる事業に対して、経費面の支援及び独創的な事業が実現できるよう助言等のサポートを行うことで、将来の自立した活動を促すとともに、より多くの住民の皆さんが芸術文化に関わり合い、地域の感性を豊かにすることを目的として取り組むものです。

皆さんのご応募をお待ちしています。

1. 対象となる事業

支援事業は、次の（１）～（７）の要件を全て満たす事業とします。

音楽、美術、演劇、ダンス、映像、伝統芸能など、芸術表現のジャンルは問いません。

- （１）コピスみよし（三芳町文化会館）で実施されること。
- （２）２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までに実施されること。
- （３）三芳町の芸術文化活動の推進または振興を主たる目的としていること。
- （４）事業の対象が特定の団体や個人ではなく、広く住民の発表・鑑賞・参加の機会提供が主たる目的の事業であること。
- （５）事業の宣伝及び実施等を利用して、営利行為、宗教の布教、政治活動、慈善事業への寄付を行う事業ではないこと。
- （６）平成３０年度（２０１８年度）と令和元年度（２０１９年度）に連続して支援事業を行っていない者であること。
- （７）事業を企画・運営・実施する団体、個人が次の要件をすべて満たすこと。
 - ① 町内に主たる事務所または活動の拠点を持つ者であること。
（例）実行委員会、協会、NPO法人、企業、サークル、個人等
 - ② 地方公共団体、または地方公共団体の主導により設立された公益法人等でないこと。ただし、住民の自主的、自発的な参加により行われる活動についてはこの限りではありません。
 - ③ 団体の意思を決定、執行する組織等が確立していること。
 - ④ 自ら明確な経理、監査する会計組織等を有すること。
 - ⑤ 暴力団及び暴力団の統制下になく構成されていること。

2. 支援内容

(1) 会場使用料の支援

本番に関する施設使用料及び付帯設備使用料を全額支援します(5～15万円相当)。

※当日以外の舞台リハーサルは1回までの支援とします。

施設名	客席数(最大)	主な用途
ホール	497席	公演、発表会 など
ミニホール	100席	公演、発表会、ワークショップ など

(2) 経費の支援

入場料を有料とする場合に限り、以下の対象となる経費を、ホール開催の場合は最大で20万円、ミニホール開催の場合は最大で10万円支援します。

〈対象となる経費〉

項目	内訳
報償費 ^{※1}	出演者謝礼、指導者謝礼 など
賃金 ^{※2}	舞台スタッフ料、会場整理員等謝礼、司会者謝礼 など
委託費 ^{※3}	ピアノ調律料、演出料、作曲料、楽譜製作費、原稿執筆料、舞台監督料、舞台美術製作費、会場設営撤去料、警備費、通訳料、翻訳料 など
印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラムの制作費及び印刷費 など
通信運搬費	案内状送付料(切手代、配送料)、機材等運搬費(レンタカー代含む) など
需用費	消耗品 ^{※4} 、食糧費 ^{※5} など
旅費 ^{※1}	交通費、宿泊費 など
その他	楽器・楽譜賃借料、舞台衣裳賃借料、著作権使用料、保険料、手数料(販売代行料等) など

※1…外部から招へいする客演者(ゲスト)や指導者に限ります。

※2…賃金単価が不適正な場合は減額になる場合があります。

※3…外部に委託する場合に限ります。

※4…紙代、テープ代、看板代など。

※5…本番におけるゲスト及び事業協力者(ボランティアスタッフ等)を対象としたものです。

(ア) これらは支援事業を開催することにおいて発生する経費を対象としており、通常の活動で発生する経費は対象になりません。

(イ) 選考の結果、支援金額は申請通りに決定されない場合があります。また、打ち合わせ会によって各単価を見直す場合があります。

(ウ) 収入については後述の「6. 収入、支出について」を参照してください。

(3) 事業実施に向けた助言、宣伝等のサポート

円滑な事業実施に向けて、助言等のサポートを行います。また、町やコピスみよしのホームページ、広報みよしへの情報掲載などサポートします。

(4) チケット取り扱い

入場チケット等の販売窓口をコピスみよしで取り扱います。

(5) 公演当日の会場運営を補助

公演当日の会場運営（表周り）の人員について、3名までサポートします。

※受付やチケットもぎり、扉係など、会場運営には最低でも6人必要となりますので、必ず協力者を募るようお願いいたします。

3. 申請方法

期間	令和元年9月2日（月）～11月29日（金）
必要書類	① 申請書（指定様式） ② 事業計画書（指定様式） ③ 収支予算書（指定様式） ④ 団体構成員名簿（指定様式） ⑤ 過去に公演等の活動実績があれば、そのチラシやプログラム、記録物（CDやDVD）、新聞記事等も併せて提出してください。
提出方法	三芳町役場 MIYOSHI オリンピアド推進課まで、持参または郵送（消印有効）にて必要書類を提出してください（8:30～17:15、土日祝を除く）。
その他	※提出された①～④の書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。⑤については返却します。 ※質問等は MIYOSHI オリンピアド推進課までお問い合わせください。

※各種用紙（指定様式）につきましては、三芳町のホームページ、またはMIYOSHI オリンピアド推進課（役場4階）、コピスみよし、各公民館にあります。

4. 選考及び決定

支援事業は、三芳町、コピスみよし指定管理者等で構成される選定委員会で選考し、決定します。

〈選考スケジュール〉

12月上旬 選定委員会

12月中旬 対象事業の決定

12月下旬 申請者に選考結果のみを文書で通知（予定）

〈選考の上限〉

支援事業は、最大で5事業までとします。

〈審査基準〉

(1) 事業内容

- ・事業の対象が特定の団体や個人ではなく、広く住民の発表・鑑賞・参加の機会提供が主たる目的の事業であるか（公益性）。
- ・町が補助するのにふさわしい内容であるか。

(2) 実現性

- ・事業計画及び予算計画が具体的かつ妥当であるか。
- ・積極的な宣伝や広報に努めることができるか。
- ・三芳町との打ち合わせ会に参加するほか、随時連絡を取って計画的に実施することができるか。

(3) 経費の適正さ

- ・収支計画が適正に行われる体制であるか。
- ・助成金が有効に活用される事業であるか。

(4) 事業効果

- ・さらなる活動意欲の醸成や人材の育成が図られるか。
- ・町の芸術文化レベルの向上につながるものであるか。

〈その他〉

支援の決定において、選定委員会より様々な条件を提示する場合があります。

5. 支援事業の運営者に行っていただくこと

- (1) 事業実施に向けて、三芳町が指定する打ち合わせ会に参加し、事業の進捗状況を報告してください。
- (2) 支援事業のポスター、チラシ、プログラム、ホームページ、各紙記事、記録物等に、「令和2年度三芳町芸術文化支援事業」であることを記載してください。
- (3) 事業終了後、30日以内に下記の書類を三芳町役場 MIYOSHI オリンピアド推進課に郵送または直接窓口にて提出してください。
 - ① 事業報告書（指定様式）
 - ② 収入証明書類（他の補助金等の収入を証明するもの）
 - ③ 事業のチラシ、プログラム等の記録資料

6. 収入、支出について

1、入場料について

入場料は、三芳町及びコピスみよし指定管理者が決定し、コピスみよし指定管理者の収入とします。なお、申請者が入場料を無料と設定する場合、施設使用料と付帯設備使用料のみの支援となります。ただし、三芳町及びコピスみよし指定管理者が入場料を無料と決定した場合はこの限りではありません。

また、入場料が支援額を上回った場合、差額については申請者の収入とします。

2、その他の収入について

他の補助金等を受けることが決定した場合、ただちにお知らせください。なお、本制度は非営利の事業を対象としているため、出演団体・個人の参加負担金等も含め一切の収入（入場料を除く）によって利益が生じないようにしてください。

なお、申請者が団体である場合、支援事業に係らない収入（活動維持のための団体構成員からの会費や次回開催に向けた積立金等）については、この限りではありません。

3、支援対象経費の支出について

支援対象経費の支出については原則としてコピスみよし指定管理者から行います。支援事業の運営者が立て替え等の負担をすることはありません。

7. その他

- (1) 決定前にコピスみよしの施設を予約してお支払いいただいた施設利用料は、決定後に返還いたします。
- (2) 決定後、虚偽の報告など何らかの問題が疑われるもしくは発生した場合、支援を取り消す場合があります。
- (3) 決定後、必要に応じて追加書類を提出していただく場合がございます。
- (4) 演奏者が JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）管理曲を上演する場合は、JASRAC への使用手続きをコピスみよし指定管理者が行います。なお、JASRAC 管理曲以外の著作物の使用については、楽譜の使用も含み、申請者が権利者に対し正式な手続きを執り行うようにしてください。
- (5) その他、疑義等が生じた場合は、その都度話し合いにより解決します。